

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：(株)ティーバランス
住所：東京都足立区綾瀬 3-2-13
2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 10 月 6 日 1 ヶ月
 至 令和 7 年 11 月 5 日

3. 事実概要
(株)ティーバランスは、東京都内の公共工事において、建設業法第 24 条の 8 第 1 項に規定する施工体制台帳及び同条第 4 項に規定する施工体系図に、事実と異なる監理技術者の氏名を記載し、発注者に提出し、発注者から指摘されるまで施工体制台帳等の変更を行わなかった。
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、東京都知事より監督処分（指示処分）を受けた。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 13 号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 13 号＞

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 029-864-0564